

免除された国民年金保険料の追納制度(後払い)について

国民年金保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受ける老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、免除・納付猶予期間の保険料は、「**10年以内**」であれば、**古い期間から順**に、後から納めること(追納)ができます。ただし、**老齢基礎年金を受け取っている方は、追納できません。**

追納(後払い)をした期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになり、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

◇追納(後払い)できる期間

追納(後払い)が承認された月の前10年以内の免除・納付猶予期間に限られています。

例1：平成28年4月分は、平成38年4月末まで追納(後払い)ができます。

例2：平成18年10月分は、平成28年10月末まで追納(後払い)ができます。

◇追納(後払い)をする保険料額

平成28年度中に追納(後払い)をする場合の保険料額は、次のとおりです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成18年度の月分	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
平成19年度の月分	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
平成20年度の月分	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
平成21年度の月分	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
平成22年度の月分	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
平成23年度の月分	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成24年度の月分	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成25年度の月分	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円
平成27年度の月分	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円

※平成26年度・平成27年度の月分については、追納加算額はありませぬ。

追納(後払い)をする場合は、お近くの年金事務所、または国保年金課年金係まで申し込みをしてください。



保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、**3年度目以降**に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。



年金相談をご利用ください

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続きをお受けしますのでご利用ください。

なお、相談を希望する方は、田辺年金事務所への電話予約が必要です。

電話予約は各相談日の**1か月前**からできます。

相談日	相談場所
平成28年9月15日(木)	市役所3階会議室
// 11月17日(木)	市役所3階会議室
平成29年1月19日(木)	市役所3階会議室
// 3月16日(木)	市役所5階会議室

◇相談時間 10:00~11:30、13:00~15:00

◇電話予約 田辺年金事務所 ☎0739-24-0435

◇電話予約方法

自動音声による案内が流れます。「**プッシュボタン**」を押す。か、「自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。」